[ENB001124 COP6 #11] UNFCCC COP-6 ハイライト

2000年11月23日、木曜日

代表団は午前中遅い時間に、非公式ハイレベル本会議会合を開き、水曜日夜の交渉に関するブリーフィングを受けた。このセッションに続いて午後、二国間及び多国間非公式協議が行われた。夜8時より少し前、未決案件に関する「パッケージ・ディール」に向けての前進を支援する提案を概説した COP-6 President Pronkによる覚書が配布され、金曜日未明、代表団は President Pronk から説明を受けるべく短い非公式本会議に召集された。

非公式ハイレベル本会議 午前セッション

代表団は水曜日の夜行われた非公式協議に関して調整役から報告を受けるために、午前、非公式ハイレベル本会議会合に集まった。President Pronk 会合を開き、重要案件「群」ないし『ボックス』を中心に結成された4つのグループの共同調整役に対し、交渉ではかられた進展について報告するよう呼びかけた。

ボックス A 能力育成、技術移転、悪影響、GEF へのガイダンス:共同調整役である Ministers Mabudhafasi and Auken は、技術移転と能力育成に関して若干の進展があったが資金的問題については問題が残ったと報告した。悪影響については Minister Auken が、重要案件については行き詰まりがあり、コンタクト・グループの Salamat and Kjellen 共同議長の援助が求められたと語った。同 Minister は、資金的問題に関する別個の EU 提案が出され、アンブレラ・グループ提出の提案と共に、交渉の土台として重要な材料となったとも述べた。

ボックス B メカニズム:共同調整役である川口長官は、処理しなければならない案件があまりにも多すぎたと語った。同長官は、資金的追加性、小規模プロジェクトの早道、CDM からの収益の一部を適応に使用すること、環境的追加性、プロジェクトの適格性に対するリスト不要など、CDM 関連では詳細について合意に近づいていると述べた。役員会の構成と COP/MOP との関係は未決のままであった。同長官は、排出権取引、登録、参加については進展があったと述べたが、責任については合意に達していないことを示唆した。クロスカッティング問題については、同長官は、附属書 I 締約国のメカニズム使用適格性に関しては合意があったが、収益金をどう使用するかや代替性、補完性については意見が分れたと述べた。共同実施(JI)については、規則やガイドラインは CDM と同一であるべきかや、2 路線アプローチにすべきかについて締約国は合意に達することができなかった。

ボックス C LULUCF: Minister Carabias Lillo は、LULUCF に関する非公式グループは昨晩二つのサブグループに分れ、一つが第3条4(追加的活動)の分析に焦点を当て、もう一つがCDMのもとでLULUCF活動を含めるかどうかについて焦点を当てた。前者の作業に関して、同 Minister は、1990年以前の炭素吸収など一部の要素の割引について案が話し合われたと述べた。後者については、永続性を扱う必要性についてグループ内での共通見解についてと、本件について IPCC からの情報も交えSBSTA でさらに検討される可能性について話し合われたと同 Minister が報告した。また、限定的なLULUCFプロジェクトの第一次パイロット・フェーズに対するアプローチが検討されたと述べた。同Minister は、LULUCFグループは限界に達しており、収束の展望は少ないと述べた。

ボックス D 遵守、政策及び措置、議定書第 5・7・8 条における計算・報告・レビュー: Minister Bjerke は、非公式小グループで行われた作業について報告した。第 5 条 (方法論問題) 第 7 条 (情報の伝達)、第 8 条 (情報のレビュー)については、同 Minister は、議定書第 10 条 (既存コミットメント)と第 11 条 (資金メカニズム)にもとづく報告に関するテキストが推敲され、専門家レビュー・チームの構成に関連する第 8 条に関する決定においてのみ括弧が残っていると述べた。同 Minister は、あとは、その他のグループの結果に左右される問題について括弧が残っていると述べた。

明白な進展については、国別報告とは別に 2005 年に報告が行われるという案にグループはまとまった と同 Minister は述べた。遵守に関しては、話し合いは遵守委員会の設立と構成、本会議の機能、及び 遵守テキストに原則がどのように反映されうるかを中心に行われたと同 Minister は述べた。また、"crunch" issues が全て解決されたわけではないので、もっと時間が必要だと述べた。

President Pronk は、思ったよりも意見の相違が大きかった言い、報告には3つの要素 話し合われた案件、合意に達しそうなもの、今のところ合意が予想されないもの があると語った。同

President は、各グループと二者間討議を行えるようにするためにこれらの問題をペーパーにまとめ、閣僚達にオフィスに取りに来るように呼びかけた。President Pronk の提案に応えて、G-77/中国は発展途上国はこれらの交渉において最も大きな利害を持っていると述べ、ブエノスアイレス行動計画にあるようなトータル・パッケージは考え直される必要があると述べた。アンブレラ・グループの資金供与提案と EU が出した代替案について、同グループは、これらは前進の一ステップであるもののまだ交渉が必要であると述べた。同グループは、「ボールは先進国側にある」と強調し、彼らが経済的資源を持ち、問題を起こしたのだから、それを解決する責任があると述べた。EU は、GEF への資金供与を改善・増額する必要性を中心とし、特に LDCs のニーズに配慮した自分達の資金供与提案を強調し、既存の GEFの仕組み内における「適応基金プラス」を提案した。同グループは、資金供与は CDM の徴収金からのみではなく、献金によってもなされるべきであると述べ、安定した資金源を確保することが大事であると付け加えた。

先へ進みながら、President Pronk は、今日の交渉状況は後退ではなく、単なる「停滞」であると代表団に言い聞かせた。同 President は突破口の必要性に触れ、非公式グループにおける閣僚達の重要な役割を強調した。

## COP-6President による覚書

午後8時少し前、COP-6Presidentの覚書が代表団に配布された。この覚書は、 同 President が失速していると感じている 勢いを生み出すべく、さらなる交渉の土台を提供しようという President Pronkの試みとして出されたものである。

導入:導入部分で、本覚書は、11 月 18 日の第 13 回会合の閉会にあたり、補助機関から COP にわたされた文書に盛り込まれた重要未決案件を扱っているとうたっている。この覚書はまた、交渉途中で生まれた考えをもとにしており、11 月 21 日に立ち上げられた 4 つの非公式サブグループの結論における"state of play"を考慮している。覚書は、議定書第 5・7・8 条に関する未決問題は扱っておらず、他の問題が処理されればこれらも解決されうるとしている。また、ここ数日の交渉の基盤を成している問題「群」ないし「ボックス」にもとづき、4 つのセクションで未決問題を扱っている。

ボックス A:資金供与メカニズムと GEF へのガイダンス: President Pronk の覚書では、適応基金、会議基金、気候資金委員会の創設と、気候変動関連資金供与に対する資金の増額を提案している。 適応基金は GEF のもとにおける新規の基金で、信託基金として創設され、LDCs や小島の発展途上国 (SIDs)のニーズに対して特別の配慮を行うものである。この基金は、COP/MOP のガイダンスのもと、 CDM 役員会に管理され、CDM からの収益金の一部から資金供与を受けて非附属書 I 締約国の具体的な適応プロジェクトに融資し、国連の実行機関によって実施される。 会議基金案は GEF のもとでの窓口であり、別個のガイダンスと LDCs や SIDs のニーズに対する特別な配慮を設けてある。これは GEF 委員会によって管理され、COP の特別なガイダンスの元で機能し、 COP に対して説明責任がある。この窓口のもとで、附属書 II 締約国は、技術移転及び技術支援、気候変動関連の能力育成、個別の CDM 能力育成、経済多様化への支援といった発展途上国における活動に対する新規で追加的な基金を提供する。また、市場経済移行国(EITs)に対し能力育成の支援も行う。

本覚書では、2005 年までに年間 10 億 US ドルレベルに達することを目標として、その他の経路でも資金を増額することを提案している。このレベルに達成しなければ、JI や排出権取引に徴収金が適用される。また、覚書は、既存の資金経路や機関 GEF や地域の開発銀行など に気候関連資金をいかに増額するか、mainstreaming、モニタリング及び評価について助言を与えるべく、COP-7 で気候資金委員会を創設するよう提案している。

能力育成:本覚書は、非附属書 II 締約国を支援するために、UNFCCC 及び議定書実施関連の能力育成活動を手引する枠組みを提案している。

技術移転:技術移転に関して、地理的に公平な配分に基づいて SBSTA のもとで技術的・科学的専門家の政府間諮問グループを創設することを覚書は提案している。このグループは、さらなる活動について SBSTA に助言を行い、技術移転に対して明らかにされたバリアを処理する手段に焦点を当て、クリアリングハウスや地域の技術センターを創設して情報交換やレビューを促進する。SBSTA は、グループの作業を定期的にレビューし、必要であればさらなる行動を取るよう COP に要請する。

悪影響:悪影響については、覚書は附属書 II 締約国が取るべき行動を概説しているが、それは以下の通り:パイロット/実証的適応プロジェクトの開始、特定の分野で十分な情報が得られるところでは適応プロジェクトを実施すること、国家及び地域のセンターを強化及び設立、極端な気候事象に早急に対応するための情報ネットワーク。

覚書は、議定書第3条14にもとづく対応策の影響に対処するための活動も提案している。また、附属書I及びその他の締約国は、国別報告の中で、実施中あるいは将来の政策及び措置のこのような影響を制限するための取り組みについて報告することを提案しており、これは議定書第8条のもとでレビューされるというふうに、EITsに柔軟性を持たせてある。覚書はさらに、経済多様化においてさらに方法論的な作業を行うこと、化石燃料生産においてエネルギー効率を高めること、化石燃料技術を向上させることなどにもとづいた具体的な措置を通して、UNFCCC第4条8にもとづき、非附属書I締約国に対する対応策の影響を処理するための附属書II締約国の行動をさらに前進させている。これらの非附属書I締約国もまた、自分達の特別なニーズや懸念について国別報告の中で報告しなければならない。SIDsを含むLDCsのニーズについては、覚書は次のことを提案している:技術移転や能力育成など、

SIDs を含む LDCs のニー人については、覚書は次のことを提案している: 技術移転や能刀育成など、 脆弱性や適応ニーズ評価に注力した GEF 融資の別個な作業プログラム、行動に関する国別適応プログ ラムの開発、具体的な適応プロジェクトの実施、LDC 専門家グループの設立。CDM プロジェクトが LDCs にもっと流れるようにするためにも、本覚書は、LDCs における CDM プロジェクトは適応目的 の収益金一部徴収を免除され、「小規模 CDM プロジェクト」の実施を促進するようにと提案している。

ボックス B: メカニズム: 本覚書は、役員会は各国連地域グループからの同数の代表と、SIDS からの代表 1 名から成ることを提案している。一致を持って合意に達するよう努力が行われなければならず、最後の手段として 4 分の 3 の多数決で決定される。役員会は、COP/MOP の権限とガイダンスに服し、COP/MOP に対して説明責任を持つ。同覚書は CDM の即時開始を唱えており、役員会は補助機関の次期会合で選出するようにとしている。

CDM のプロジェクト適格性については、持続可能な発展へのプロジェクトの貢献度は締約国の裁量で評価されることを覚書は認めている。また、附属書 I 締約国が CERs 生産のために原子力施設を使用することを控えようと思うとすることを宣言し、エネルギー効率改善と再生エネルギーに対して一層の配慮が行われるようにすることを覚書は提案している。補完性については、附属書 I 締約国が主に国内措置によって排出コミットメントを達成し、遵守は質的・数量的情報をもとに遵守委員会の促進部が評価するよう提案している。

取引のあり方と責任については、附属書 I 締約国が割当量(AAs)の一部 当該コミットメント期間で特定の を国別登録において留保し、その一部とは AAs の 70%、あるいは予想ないし最近の排出量をもとに決定された分量にするということを提案している。これは再計算され、必要であれば、各締約国排出データの年次レビューの後調整される。

代替性については、排出削減ユニットや割当量の一部を COP/MOP が設定する規則や手順にしたがって交換してもよいということなどを覚書は提案しており、 CDM プロジェクトの公平な配分を促進するよう主張している。 CDM への LDC 参加を促進するための規定が設けられている。

JI については、締約国が報告義務を満たしていれば検証について厳格な手順は必要ないが、これらの義務を達成できない締約国は CDM 手順に従うべきであると覚書は提案している。

ボックス C:LULUCF:締約国は第3条3にもとづき国家の状況を考慮しつつ FAO の「森林」定義を採用し、植林、再植林、森林減少については IPCC の定義を採用するよう覚書は提案している。また、森林定義に対して biome-specific なアプローチを取るにはまだ調査が必要だとしている。

第一次コミットメント期間における第3条4にもとづく追加的活動については、締約国は牧畜・耕作経営、森林経営、revegetationを含めても良いとすると、覚書は提案している。規模の問題を処理するために、締約国の基準年排出量の3%にあたるクレジット上限が設けられる。さらに、全森林ストックが増加する限り、第3条3におけるマイナスを相殺するレベルまで、締約国は第3条4活動についてクレジットを全部受け取るようにする。このレベルを超えた後は、直接的でない人為的効果と不確実性の分を差し引くために、クレジットの85%が森林管理活動から差し引かれ、30%がその他の第3条4活動から差し引かれる。このような「抽出」プロセスは定期的に見直される。COP/MOPは、第二次及びそれ以降のコミットメント期間の排出コミットメント設定に先だって、合意された第3条4活動のリストと計算規則及びガイドラインを見直すよう求められる。

CDM のもとでの LULUCF については、覚書は締約国が植林及び再植林をしてもよいと提案している。保全プロジェクトは許可されないが、適応基金のもとで優先される。非永続性、社会的・環境的効果、

リーケージ、不確実性といった問題を扱うための規則と手順を作成するために、SBSTA のもとで、IPCC からの情報を踏まえて、プロセスが設立される。

ボックス D:政策及び措置(P&Ms): 覚書は、P&Ms に関する意見交換と、明白な進展の意味と進捗に関する報告ガイドラインの必要性について意見を提出することを、COP-7 でさらに検討することを目して、提案している。

遵守:第3条1(割当量 AAs)に対する不遵守の帰結については、これらについて前もって合意し、その内容は以下の通りとすることを提案している:罰則率 1.5 から 1.75%で、次期コミットメント期間の AA から超過排出量を差し引くことと、遵守行動計画の提出。附属書 I 締約国と非附属書 I 締約国の違いについては、執行部の権限は附属書 I 締約国の義務であるコミットメントに限定されること、CDMのもとでは非附属書 I 締約国の適格性は求められないこと、促進的帰結は 2 種類の締約国間で格差がないとする、ということが提案されている。COP/MOP の役割については、一般的政策ガイダンスに限定するよう覚書は提案しており、上訴手続きは無しとすることを提案している。権限については、執行部が議定書第6・12・17条に基づく数量コミットメントと適格性をカバーし、その他の係争は促進部の権限とすると提案されている。さらに、促進部は助言を行い、実施に便宜を図り、遵守を促進するとしている。

遵守委員会の構成については、促進・執行部ともに、現在の UNFCCC の慣行をもとに 11 人のメンバーを指名するとしている。執行部では、総意が得られない場合は、double majority 全体として、及び附属書 I、非附属書 I 内で 決定が採択される。最後に覚書は、発効前の議定書を補完するという合意として、法的強制力のある帰結を持った遵守システムを採択するよう提案している。

## 非公式ハイレベル本会議 夜のセッション

COP-6 の President Pronk は、金曜日の昼 12 時 30 分に会合を開いた。同 President はその前の会合を想起し、調整役は"curnch" issues に関する継続中の協議について報告し、現在の交渉形式ではこれ以上の結果に到達することはできないと述べた。同 President は、だから自分は今後の交渉のたたき台として使用するために覚書を作成したのだと語り、この覚書は締約国の作業を利用しているが、自分の個人的な評価に基づいているものだと強調した。同 President は、皆がこの覚書に満足しているわけではないだろうが、交渉の最終段階に向かって、全グループの利害を考慮に入れたバランスのとれたアプローチが必要だと繰り返した。また、議定書の批准・発効・その後の実施に必要な政治的決定に必要な妥協点を示していると述べた。同 President は、この覚書は交渉プロセスの結果とされるつもりは無いと述べ、補助機関から COP に出された全ての詳細なテキストについての作業を完了することを目的とすることはもはや不可能であると述べた。また、本会合で達成された政治的コンセンサスにより、後日採択される COP-6 決定の詳細な文言に作り変えていく方法を締約国が決定できるようになるだろうと述べた。文書について締約国は協議の時間をもっと必要としていることにふれ、同氏はハイレベルの政府交換のみが参加する非公式協議をまるまる金曜日、土曜日にいたるまで継続することを発表した。同 President は午前 1 時 15 分会議を散会した。

## 会場外では

President Pronk の新しい提案が提出され、判断を行う前に注意深く考慮せよという同 President の呼びかけが代表団の記憶にまだ新しかったため、多くの人々が木曜日及び金曜日早朝の自らのリアクションに慎重であった。NGO のオブザーバーは、追加的活動や資金供与といった問題に関するテキストに対する懸念を表明し、アンブレラ・グループの立場が多くの案件に伺えると示唆した。しかし、ある参加者は、President Pronk がこの日の早い時間に非常に簡単に自らの提案をまとめ、これはバランスを達成せしめるためのものであり、「痛みを伴う」ものでありうるが、それを「できるだけ公正に」分かち合おうとしていると述べたことを取り上げている。

話し合い中であるその他の問題は、主な政治的討議に関して合意に到達するのに十分な時間しか COP-6 には残されていないということが明らかなことである。参加者の中には、未決案件解決のためのフォローアップ会合はいつ行われるかを、早くも予想しているものもある。

(和訳作成:GISPRI/IGES)